

排水ポンプ車定期点検業務特記仕様書

1 業務名

排水ポンプ車定期点検業務

2 業務期間

契約日から令和8年3月20日（金）まで

3 業務場所

佐賀市他

4 業務内容

佐賀県の各土木事務所に配備している排水ポンプ車の定期点検を行うものである。

5 業務の詳細

○排水ポンプ車の所在地

点検する排水ポンプ車は、各土木事務所に配備している5台とする。

点検は、各土木事務所の敷地で実施するものとする。

- ・佐賀土木事務所（佐賀市八戸 2-2-67）
- ・東部土木事務所（鳥栖市元町 1234-1）
- ・唐津土木事務所（唐津市二タ子 3-1-5）
- ・伊万里土木事務所（伊万里市新天町 122-4）
- ・杵藤土木事務所（武雄市武雄町昭和 265）

○排水ポンプ車の諸元

総排水量：30m³/min（全揚程 10m）

車種：8t クラス

ポンプ：水中モーターポンプ（φ200 mm）×6 台

発動発電機：125kVA

全長：7,690 mm

全幅：2,280 mm

全高：2,720 mm

○点検の内容

定期点検は、年点検を５月～６月（出水期前）に一回、月点検を９月、１２月、３月に一回とする。

※点検日程については、監督員と事前に調整すること。

各点検の内容は以下に示す。

（年点検）

年点検は、月点検で把握できない設備全体の機能確認を行うものである。

基本点検：別添点検・整備チェックシートの項目全てを点検

動作確認：河川敷等で試運転を実施し、一連の動作を確認する。

※排水ポンプ車の運搬費用（各土木事務所～動作確認場所）を含む

- ・佐賀土木事務所、東部土木事務所～田手川（別紙位置図参照）
- ・唐津土木事務所、伊万里土木事務所、杵藤土木事務所
～有田川（別紙位置図参照）

（月点検）

月点検は、主に各設備の動作確認を行うものである。

測定項目：バッテリー電圧、モーター絶縁抵抗

目視点検：ポンプ、ホース、制御盤、他付属品一式

聴覚指触点検：発電機音、バッテリー端子

6 質疑事項への対応

本仕様書に記載のない事項及び業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、委託者と受託者の協議により解決を図るものとする。

7 その他

本業務委託による点検により、設備等の不具合が確認された場合、速やかに発注者に報告するものとする。